

(平成22年12月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月

私は、金融機関を通じて国民年金保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和47年4月から60歳に到達するまで申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高いことがうかがえる。

また、オンライン記録によると平成3年12月10日に申立人に対し、国民年金保険料の納付書が作成されたことが確認できることから、当該納付書の作成時点で保険料が未納となっているのは、申立期間である2年4月のみであることから、当該納付書は同年4月の保険料に係るものと推認され、申立人は、「行政機関から送られてきた税金や国民健康保険料などのすべての納付書については、金融機関や役場の窓口で必ず納付していた。」と供述していることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を当該納付書により納付したと考えても不自然ではない。

さらに、上記の納付書が作成された当時、申立人の住所及び職業に変更は無く、生活状況に特段の変化は見られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付できない特段の事情も見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月から平成2年3月まで
申立期間については、私が夫の分と合わせて二人分の国民年金保険料を婦人会の集金人に払っていた。

また、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの期間は申請免除期間となっているが、免除申請の手続きはしたことがないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間については、夫婦二人分の国民年金保険料をA市町村B地区の婦人会の集金人に納付していた。」と主張しているが、申立期間当時、保険料を集金していた同地区の婦人会関係者は、「B地区の婦人会が国民年金保険料の集金を行っていたのは、昭和46年ごろから遅くとも60年ごろまでであり、平成になってからは間違いなく集金していなかったと思う。」と証言していることから、同地区の婦人会では、少なくとも昭和61年以降については保険料の集金を行っていなかったものと推測され、申立人の主張とは符合しない。

また、申立人は、「店を建て替えた昭和59年11月ごろ、集金人に国民年金保険料を払わないと言ったら市町村役場の職員から納付勧奨を受けた。」と主張しているところ、A市町村では、「当時、国民年金保険料の未納が続いている方や保険料納付済期間が25年に満たない可能性が出てきた方に対して、納付勧奨を行っていた。」と回答している上、同市町村が保管していた申立人の申立期間に係る納付記録(電算記録)は、オンライン記録と一致していることから、昭和59年11月当時、申立人は、国民年金保険料の未納が続いていたものと推認できる。

さらに、申立人が、「申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの期間は申請免除期間となっているが、免除申請の手続きはしたことがない。」と

主張していることについて、A市町村では「当時であれば、職権免除の可能性が大きい。」と回答している。

加えて、申立期間は96か月(8年)に及んでおり、これほどの長期間にわたり行政側が記録処理を誤ったとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から47年10月まで
申立期間については、父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたため、未納となっている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後の昭和49年7月9日にA市町村で払い出されていることが確認できる上、上記の払出日以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間当時、申立人は国民年金未加入者であり、国民年金保険料を納付することができない。

また、上記の国民年金手帳記号番号払出日時時点で、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間に該当する上、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとされる申立人の父親については既に死亡しているため、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から47年3月まで

昭和46年に結婚してしばらく後に国民年金に加入し、その時に20歳までさかのぼって保険料を納付した。また、3号被保険者から1号被保険者への変更時に「20歳からきちんと掛けていますね。満額の年金を受け取れますよ。」と担当者から言われたことを覚えている。

申立期間の国民年金保険料について未納とされていることに納得できないので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和46年の結婚後しばらくしてから国民年金に加入し、20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年5月8日に払い出されていることが確認でき、それ以前に、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらないことから、当該払出時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立期間当時、申立人は国民年金未加入者であり、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付したのは2回ぐらいであると供述しているところ、A市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和50年4月に昭和47年度保険料を過年度納付するとともに、49年度保険料を現年度納付していること、及び昭和50年10月に昭和48年度保険料を過年度納付していることが確認できるが、申立人が結婚したのは昭和46年12月であることから、申立人が国民年金の加入手続を行い、さかのぼって国民年金保険料を納付した時期を47年か48年ごろであったものと誤認している可能性があるものと考えられるとともに、国民年金加入当時は、第2回特例納付期間に該当するが、申立人が申立期間の保険料を特例納付したことをうかが

わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A社に昭和 51 年 4 月 24 日から 53 年 8 月 31 日まで勤務していた。同年 8 月 31 日の最後の仕事は、事業主の息子と一緒に応接セットの配達をし、終了したのは 18 時以降であったと記憶している。しかし、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 9 月 1 日ではなく、同年 8 月 31 日となっていることに納得いかないので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において昭和 53 年 8 月 31 日まで勤務していたと主張しているところ、同社で厚生年金保険の加入記録が確認できる当時の同僚から、申立人が同年 8 月 31 日まで勤務していたことの証言は得られず、また、同年 8 月 31 日に申立人と一緒に勤務したとされる事業主の息子も当時の記憶がないことから、申立人の勤務状況について証言は得られなかったものの、申立人は同年 8 月 31 日における勤務の状況を鮮明に記憶していることから、同年 8 月 31 日まで同社に勤務していたと推認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和 53 年 8 月 30 日となっており、厚生年金保険の資格喪失日の記録と一致していることから、同社が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年 8 月 31 日として届けたものと認められる。

また、申立期間当時の事業主に照会したところ、「A社は平成 19 年 12 月 25 日に解散しており、当時の資料は残っていない。」と回答している上、当時の経理事務担当者も既に亡くなっていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年3月21日から同年4月10日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和32年4月10日から39年3月6日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月21日から同年4月10日まで
② 昭和32年4月10日から39年3月6日まで

申立期間①については、私は昭和32年3月21日にA社（現在は、B社）に入社したが、厚生年金保険の資格取得日が同年4月10日とされている。

また、申立期間②については、私は、A社を昭和39年3月6日に退職したが、社会保険事務所（当時）の記録によると、当該期間について脱退手当金を受け取っていることとされている。

しかし、当時は、脱退手当金制度があったことを知らなかった上、脱退手当金の請求手続をした記憶も受け取った記憶もない。

申立期間①及び②が、厚生年金保険の被保険者期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、「中学校を卒業後、申立人を含む6人でA社に集団就職した。」と供述している同僚が、申立人と同様にA社に昭和32年3月21日入社したと供述していることから、申立人は同年3月21日から同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、上記の同僚が記憶している同社に集団就職した6人（申立人を含む。）の厚生年金保険の資格取得日はすべて昭和32年4月10日であることが確認できる上、昭和28年度から34年度にかけて、同社において、中学校を卒業した年に入社した者の中に、その年の3月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者はおらず、すべての者がその年の4月1日以降に被保険者資格を取得していることを踏まえると、同社では、申立期間当時、中学校を卒業した年に入社した従業員については、入社と同時に厚生年金保険に加入させて

いたわけではないことがうかがえる。

また、B社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更通知書においても、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和32年4月10日と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、昭和39年8月6日に小切手を交付したことを示す押印が確認できる上、住所欄には、当時住んでいた申立人の夫の住所が記載されていることに加え、脱退手当金計算書の裏側には、脱退手当金が前出の住所地の近くのC郵便局に送金されたことを示す押印が確認できる。

また、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、当該表示である「脱」の押印が確認できる上、前出の脱退手当金裁定請求書には、昭和39年6月23日にD社会保険事務所で受付したことを示す押印が確認できるところ、前出の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更通知書についても、同年6月23日に同社会保険事務所で受付したことを示す押印が確認できることから、申立人に係る脱退手当金は申立人の意思に基づき事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があり、申立期間②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約5か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年ごろから 36 年ごろまで

私は、昭和 33 年ごろから 36 年ごろまでの 3 年間、A 市町村の B 社 C 氏所有船舶「D 船」の船団で、巻き網漁業に従事し、主に運搬船に乗船していたが、その期間の船員保険の被保険者記録が無い。当時の同僚の名前を覚えているので調査の上、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 氏所有船舶「D 船」を本船とする船団の運搬船に乗船していた同僚の供述から申立人が、期間の特定はできないものの、同船団において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が記憶する同僚は、「当時は、70 人ぐらいの船員がいたが、役付きの人以外はほとんど船員保険に入っていないと思う。船員保険に加入するかどうかは、船舶所有者が決めていたので分からない。」と供述しているほか、別の同僚は、「D 船は巻き網漁船の船団で、本船（網船）以外の運搬船や付属船は船員保険に加入していなかったと思う。」と供述しているところ、本船に乗船していたと供述している同僚は、C 氏所有船舶「D 船」に係る船員保険被保険者名簿において船員保険被保険者記録を確認できるが、主に運搬船に乗船していた同僚については上記名簿において船員保険被保険者記録を確認できない。

また、C 氏所有船舶「D 船」に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間当時に船員保険被保険者となっている者が 35 人であることが確認できることから、船舶所有者は、必ずしも勤務するすべての船員を船員保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、昭和 35 年 8 月 25 日以降に C 氏所有船舶「D 船」で船員保険被保険者となっている者は確認できず、船舶所有者は既に死亡しており、同事業所における船員保険の加入状況について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。